

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団評議員及び役員に対する報酬及び費用弁償の取扱い

(平成9年3月1日施行)

評議員及び役員に対する報酬及び費用弁償の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 評議員（広島県・広島市の職員（広島県・広島市の外郭団体の役員等の職にある高齢退職者を含む。）である者を除く。）が評議員会に出席したときは、報酬を支給する。
- 2 役員（広島県・広島市の職員（広島県・広島市の外郭団体の役員等の職にある高齢退職者を含む。）及び公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団の職員である者を除く。）が、評議員会又は理事会に出席したときは、報酬を支給する。
- 3 上記の報酬は日額とし、その額は、広島市の「審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例」第2条に定める額（限度額）とする。
- 4 上記の評議員及び役員が、評議員会又は理事会に出席したときは、必要な費用を弁償する。費用弁償額は、日額とし、その額は、予算の範囲内において理事長が定める額とする。

附 則

この取扱いは、平成9年3月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団の設立登記の日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和4年6月14日から施行する。

<参考>

○審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例

(昭和28年8月18日広島市条例第36号)

―――抜粋―――

第1条 審査会、審議会及び調査会の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関しては、他の条例に特別の定があるものを除く外、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基き、この条例の定めるところによる。

第2条 報酬は、別表に定めるもののほか、勤務1日につき1万1,000円を越えない範囲内において任命権者が定める。

2 委員等が、本市から地方自治法第204条に規定する給料又はこれに準ずる手当を受けているときは、前項の規定にかかわらず、報酬は、これを支給しない。

3 報酬は、任命権者が定める日に支給する。

4 (略)

第3条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係) (略)